No. 1

平成２４年度熊谷市 一般会計 特別会計 予算書

目　　次

熊谷市一般会計予算…… 1
熊谷市国民健康保険特別会計予算…… １１
熊谷市下水道特別会計予算…… １７
熊谷市公共用地先行取得特別会計予算…… ２３
熊谷市駐車場事業特別会計予算…… ２７
熊谷市熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計予算…… ３１
熊谷市農業集落排水事業特別会計予算…… ３５
熊谷市後期高齢者医療特別会計予算…… ３９

一　　般　　会　　計

議案第１号

平成２４年度熊谷市一般会計予算

平成２４年度熊谷市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ５７，５００，０００千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第２条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１４条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表債務負担行為」による。

（地方債）

第３条　地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第３表地方債」による。

（一時借入金）

第４条　地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、３，０００，０００千円と定める。

（歳出予算の流用）

第５条　地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

⑴　各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成２４年２月２９日提出

埼玉県熊谷市長　富　岡　　清

第 1 表　　歳入歳出予算

歳　　入　　単位　　千円

款	項	金　　額
1　市税		28,689,966
	1　市民税	13,381,000
	2　固定資産税	11,876,066
	3　軽自動車税	314,900
	4　市たばこ税	1,420,000
	5　都市計画税	1,698,000
2　地方譲与税		720,000
	1　地方揮発油譲与税	240,000
	2　自動車重量譲与税	480,000
3　利子割交付金		50,000
	1　利子割交付金	50,000
4　配当割交付金		40,000
	1　配当割交付金	40,000
5　株式等譲渡所得割交付金		10,000
	1　株式等譲渡所得割交付金	10,000
6　地方消費税交付金		1,780,000
	1　地方消費税交付金	1,780,000
7　ゴルフ場利用税交付金		60,000
	1　ゴルフ場利用税交付金	60,000
8　自動車取得税交付金		150,000
	1　自動車取得税交付金	150,000
9　地方特例交付金		123,000

単位　　千円

款	項	金　　額
	1　地方特例交付金	123,000
10　地方交付税		4,950,000
	1　地方交付税	4,950,000
11　交通安全対策特別交付金		40,637
	1　交通安全対策特別交付金	40,637
12　分担金及び負担金		788,362
	1　負担金	788,362
13　使用料及び手数料		836,330
	1　使用料	714,929
	2　手数料	121,401
14　国庫支出金		7,473,503
	1　国庫負担金	7,021,457
	2　国庫補助金	419,013
	3　委託金	33,033
15　県支出金		3,211,024
	1　県負担金	1,836,266
	2　県補助金	1,088,507
	3　委託金	286,251
16　財産収入		84,559
	1　財産運用収入	68,877
	2　財産売払収入	15,682
17　寄附金		1

単位　　千円

款	項	金　　額
	1　寄附金	1
18　繰入金		1,136,383
	1　基金繰入金	1,136,383
19　繰越金		1,000,000
	1　繰越金	1,000,000
20　諸収入		2,509,935
	1　延滞金、加算金及び過料	42,000
	2　市預金利子	1,363
	3　貸付金元利収入	1,113,671
	4　受託事業収入	56,649
	5　雑入	1,296,252
21　市債		3,846,300
	1　市債	3,846,300
歳　　入	合　　計	57,500,000

歳　　出　　単位　千円

款	項	金　額
1　議会費		490,480
	1　議会費	490,480
2　総務費		5,913,079
	1　総務管理費	4,644,356
	2　徴税費	772,348
	3　戸籍住民基本台帳費	370,251
	4　選挙費	61,997
	5　統計調査費	22,949
	6　監査委員費	41,178
3　民生費		22,914,454
	1　社会福祉費	10,296,230
	2　児童福祉費	8,970,548
	3　生活保護費	3,647,676
4　衛生費		5,094,321
	1　保健衛生費	2,013,801
	2　清掃費	3,080,520
5　労働費		393,159
	1　労働諸費	393,159
6　農林水産業費		1,062,754
	1　農業費	1,062,754
	△　林業費	－
7　商工費		1,351,016

単位　千円

款	項	金額
	1　商工費	1,351,016
8　土木費		6,489,690
	1　土木管理費	434,296
	2　道路橋りょう費	1,648,872
	3　河川費	114,546
	4　都市計画費	4,158,877
	5　住宅費	133,099
9　消防費		3,059,159
	1　消防費	3,059,159
10　教育費		5,213,346
	1　教育総務費	1,137,478
	2　小学校費	667,573
	3　中学校費	462,533
	4　幼稚園費	75,847
	5　社会教育費	1,501,304
	6　保健体育費	1,368,611
11　公債費		5,418,542
	1　公債費	5,418,542
12　予備費		100,000
	1　予備費	100,000
歳出合計		57,500,000

第２表　債務負担行為

事　　項	期　　間	限　　度　　額
市民税・県民税納税通知書作成等業務委託	平成２５年度	２，３００千円
固定資産税納税通知書作成等業務委託	平成２５年度	２，５００千円

第３表　地方債

起　債　の　目　的	限　度　額	起債の方法	利　　率	償　　還　　の　　方　　法
幹線第３号線道路改良事業	198,200千円	普通貸借又は証券発行	４．０％以内	１５年以内（うち据置３年以内）償還。ただし、財政その他の都合により繰上償還し、又は償還期限を短縮し、若しくは低利債に借り換えることができる。
東武熊谷線跡地道路改良事業	89,200千円	普通貸借又は証券発行	４．０％以内	１５年以内（うち据置３年以内）償還。ただし、財政その他の都合により繰上償還し、又は償還期限を短縮し、若しくは低利債に借り換えることができる。
市道９０１９８号線道路改良事業	91,500千円	普通貸借又は証券発行	４．０％以内	１５年以内（うち据置３年以内）償還。ただし、財政その他の都合により繰上償還し、又は償還期限を短縮し、若しくは低利債に借り換えることができる。
上之土地区画整理事業	54,000千円	普通貸借又は証券発行	４．０％以内	１５年以内（うち据置３年以内）償還。ただし、財政その他の都合により繰上償還し、又は償還期限を短縮し、若しくは低利債に借り換えることができる。
上石第一土地区画整理事業	43,200千円	普通貸借又は証券発行	４．０％以内	１５年以内（うち据置３年以内）償還。ただし、財政その他の都合により繰上償還し、又は償還期限を短縮し、若しくは低利債に借り換えることができる。
第２北大通線道路改良事業	108,300千円	普通貸借又は証券発行	４．０％以内	１５年以内（うち据置３年以内）償還。ただし、財政その他の都合により繰上償還し、又は償還期限を短縮し、若しくは低利債に借り換えることができる。
熊谷太田線整備事業	11,300千円	普通貸借又は証券発行	４．０％以内	１５年以内（うち据置３年以内）償還。ただし、財政その他の都合により繰上償還し、又は償還期限を短縮し、若しくは低利債に借り換えることができる。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業施設等整備事業	40,700千円	普通貸借又は証券発行	４．０％以内	１５年以内（うち据置３年以内）償還。ただし、財政その他の都合により繰上償還し、又は償還期限を短縮し、若しくは低利債に借り換えることができる。
消防施設整備事業	468,200千円	普通貸借又は証券発行	４．０％以内	２０年以内（うち据置３年以内）償還。ただし、財政その他の都合により繰上償還し、又は償還期限を短縮し、若しくは低利債に借り換えることができる。
公民館施設整備事業	141,700千円	普通貸借又は証券発行	４．０％以内	２０年以内（うち据置３年以内）償還。ただし、財政その他の都合により繰上償還し、又は償還期限を短縮し、若しくは低利債に借り換えることができる。
臨時財政対策	2,600,000千円	普通貸借又は証券発行	４．０％以内 （ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率 ）	２０年以内（うち据置３年以内）償還。ただし、財政その他の都合により繰上償還し、又は償還期限を短縮し、若しくは低利債に借り換えることができる。
合計	3,846,300千円			

国 民 健 康 保 険 特 別 会 計

議案第２号

平成２４年度熊谷市国民健康保険特別会計予算

平成２４年度熊谷市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ２１，４１３，８５１千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、１，０００，０００千円と定める。

（歳出予算の流用）

第３条　地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

⑴　保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成２４年２月２９日提出

埼玉県熊谷市長　富　岡　　清

第 1 表　　歳入歳出予算

歳　　入　　単位　　千円

款	項	金　　額
1　国民健康保険税		4,404,002
	1　国民健康保険税	4,404,002
2　使用料及び手数料		5
	1　手数料	5
3　国庫支出金		5,298,442
	1　国庫負担金	4,212,070
	2　国庫補助金	1,086,372
4　療養給付費交付金		1,605,738
	1　療養給付費交付金	1,605,738
5　前期高齢者交付金		4,339,987
	1　前期高齢者交付金	4,339,987
6　県支出金		988,922
	1　県負担金	144,122
	2　県補助金	844,800
7　共同事業交付金		2,509,527
	1　共同事業交付金	2,509,527
8　財産収入		28
	1　財産運用収入	28
9　繰入金		2,232,448
	1　他会計繰入金	2,232,448
10　諸収入		34,752
	1　延滞金、加算金及び過料	17,000

単位　　千円

款	項	金　　額
	2　預金利子	1
	3　雑入	17,751
歳　　入　　合　　計		21,413,851

歳　　出　　単位　千円

款	項	金　額
1　総務費		266,393
	1　総務管理費	236,333
	2　徴税費	29,688
	3　運営協議会費	372
2　保険給付費		14,443,747
	1　療養諸費	12,908,811
	2　高額療養費	1,412,764
	3　葬祭諸費	20,000
	4　出産育児諸費	102,112
	5　移送費	60
3　後期高齢者支援金等		2,729,097
	1　後期高齢者支援金等	2,729,097
4　前期高齢者納付金等		6,060
	1　前期高齢者納付金等	6,060
5　老人保健拠出金		244
	1　老人保健拠出金	244
6　介護納付金		1,208,460
	1　介護納付金	1,208,460
7　共同事業拠出金		2,496,230
	1　共同事業拠出金	2,496,230
8　保健事業費		227,877
	1　保健事業費	104,300

単位　千円

款	項	金額
	2　特定健康診査等事業費	123,577
9　積立金		231
	1　積立金	231
10　公債費		1,000
	1　公債費	1,000
11　諸支出金		34,412
	1　償還金及び還付加算金	34,412
12　予備費		100
	1　予備費	100
歳出合計		21,413,851

下　水　道　特　別　会　計

議案第３号

平成２４年度熊谷市下水道特別会計予算

平成２４年度熊谷市の下水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ３，６４０，７８５千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第２条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第２表地方債」による。

（一時借入金）

第３条　地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、５００，０００千円と定める。

（歳出予算の流用）

第４条　地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

⑴　各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成２４年２月２９日提出

埼玉県熊谷市長　富　岡　　清

第 1 表　　歳入歳出予算

歳　　入　　単位　　千円

款	項	金　　額
1　分担金及び負担金		69,967
	1　負担金	69,967
2　使用料及び手数料		1,286,812
	1　使用料	1,286,582
	2　手数料	230
3　国庫支出金		108,212
	1　国庫補助金	108,212
4　繰入金		1,694,667
	1　他会計繰入金	1,694,667
5　諸収入		827
	1　延滞金、加算金及び過料	2
	2　貸付金元利収入	756
	3　雑入	69
6　市債		480,300
	1　市債	480,300
歳　入　合　計		3,640,785

歳　　出　　単位　千円

款	項	金　額
1　下水道費		1,812,170
	1　総務費	76,981
	2　維持管理費	1,055,777
	3　事業費	679,412
2　公債費		1,828,515
	1　公債費	1,828,515
3　予備費		100
	1　予備費	100
歳　出　合　計		3,640,785

第２表　地方債

起　債　の　目　的	限　度　額	起債の方法	利　　率	償　　還　　の　　方　　法
下水道事業	480,300千円	普通貸借又は証券発行	４．０％以内	３０年以内（うち据置５年以内）償還。ただし、財政その他の都合により繰上償還し、又は償還期限を短縮し、若しくは低利債に借り換えることができる。

公共用地先行取得特別会計

議案第４号

平成２４年度熊谷市公共用地先行取得特別会計予算

平成２４年度熊谷市の公共用地先行取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１４９，９０４千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第２条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第２表地方債」による。

平成２４年２月２９日提出

埼玉県熊谷市長　富　岡　　清

第 1 表　　歳入歳出予算

歳　　入　　単位　　千円

款	項	金　　額
1　繰入金		57,304
	1　他会計繰入金	57,304
2　市債		92,600
	1　市債	92,600
歳　　入	合　　計	149,904

歳　　出　　単位　千円

款	項	金　額
1　公共用地先行取得費		96,533
	1　事業費	96,533
2　公債費		53,371
	1　公債費	53,371
歳　出　合　計		149,904

第２表　地方債

起　債　の　目　的	限　度　額	起債の方法	利　　率	償　　還　　の　　方　　法
公共用地先行取得事業	92,600千円	普通貸借又は証券発行	４．０％以内	１５年以内（うち据置３年以内）償還。ただし、財政その他の都合により繰上償還し、又は償還期限を短縮し、若しくは低利債に借り換えることができる。

駐 車 場 事 業 特 別 会 計

議案第５号

平成２４年度熊谷市駐車場事業特別会計予算

平成２４年度熊谷市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ２８４，９４２千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

平成２４年２月２９日提出

埼玉県熊谷市長　富　岡　　清

第 1 表　　歳入歳出予算

歳　　入　　単位　　千円

款	項	金　　額
1　使用料及び手数料		14,884
	1　使用料	14,884
2　繰入金		269,772
	1　他会計繰入金	269,772
3　諸収入		286
	1　雑入	286
歳　　入	合　　計	284,942

歳　　出　　単位　千円

款	項	金　額
1　駐車場費		20,538
	1　事業費	20,538
2　公債費		264,304
	1　公債費	264,304
3　予備費		100
	1　予備費	100
歳　出　合　計		284,942

熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計

議案第６号

平成２４年度熊谷市熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計予算

平成２４年度熊谷市の熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１，１１６，７４２千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第２条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

⑴　各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成２４年２月２９日提出

埼玉県熊谷市長　富　岡　　清

第 1 表　　歳入歳出予算

歳　　入　　単位　千円

款	項	金　額
1　分担金及び負担金		69,942
	1　籠原中央第一土地区画整理事業保留地処分金	59,710
	2　上石第一土地区画整理事業保留地処分金	232
	3　上之土地区画整理事業保留地処分金	10,000
2　国庫支出金		116,000
	1　籠原中央第一土地区画整理事業国庫補助金	29,000
	2　上石第一土地区画整理事業国庫補助金	32,000
	3　上之土地区画整理事業国庫補助金	55,000
3　県支出金		6,000
	1　上之土地区画整理事業県補助金	6,000
4　繰入金		922,641
	1　籠原中央第一土地区画整理事業繰入金	303,505
	2　上石第一土地区画整理事業繰入金	183,787
	3　上之土地区画整理事業繰入金	435,349
5　諸収入		2,159
	1　預金利子	10
	2　籠原中央第一土地区画整理事業雑入	1,704
	3　上石第一土地区画整理事業雑入	22
	4　上之土地区画整理事業雑入	423
歳　入	合　計	1,116,742

歳　　出　　単位　千円

款	項	金　額
1　区画整理費		1,116,642
	1　籠原中央第一土地区画整理費	393,829
	2　上石第一土地区画整理費	216,041
	3　上之土地区画整理費	506,772
2　予備費		100
	1　予備費	100
歳　出　合　計		1,116,742

農業集落排水事業特別会計

議案第７号

平成２４年度熊谷市農業集落排水事業特別会計予算

平成２４年度熊谷市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ４９０，６７６千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第２条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第２表地方債」による。

平成２４年２月２９日提出

埼玉県熊谷市長　富　岡　　清

第 1 表　　歳入歳出予算

歳　　入　　単位　　千円

款	項	金　　額
1　分担金及び負担金		70,660
	1　分担金	68,360
	2　負担金	2,300
2　使用料及び手数料		126,145
	1　使用料	126,145
3　県支出金		64,999
	1　県補助金	64,999
4　繰入金		218,170
	1　他会計繰入金	218,170
5　諸収入		2
	1　雑入	1
	2　貸付金元利収入	1
6　市債		10,700
	1　農業集落排水事業債	10,700
歳　入　合　計		490,676

歳　　出　　単位　千円

款	項	金　額
1　農業集落排水費		336,980
	1　総務費	35,387
	2　維持管理費	158,935
	3　事業費	142,658
2　公債費		153,596
	1　公債費	153,596
3　予備費		100
	1　予備費	100
歳　出　合　計		490,676

第２表　地方債

起　債　の　目　的	限　度　額	起債の方法	利　　率	償　　還　　の　　方　　法
農業集落排水事業	10,700千円	普通貸借又は証券発行	４．０％以内	３０年以内（うち据置５年以内）償還。ただし、財政その他の都合により繰上償還し、又は償還期限を短縮し、若しくは低利債に借り換えることができる。

後期高齢者医療特別会計

議案第８号

平成２４年度熊谷市後期高齢者医療特別会計予算

平成２４年度熊谷市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１，８２３，１００千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

平成２４年２月２９日提出

埼玉県熊谷市長　富　岡　　清

第 1 表　　歳入歳出予算

歳　　入　　単位　　千円

款	項	金　　額
1　後期高齢者医療保険料		1,355,580
	1　後期高齢者医療保険料	1,355,580
2　使用料及び手数料		1
	1　手数料	1
3　繰入金		411,246
	1　他会計繰入金	411,246
4　諸収入		6,883
	1　延滞金、加算金及び過料	81
	2　償還金及び還付加算金	6,800
	3　預金利子	1
	4　雑入	1
5　繰越金		49,390
	1　繰越金	49,390
歳　　入	合　　計	1,823,100

歳　　出　　単位　千円

款	項	金　額
1　総務費		65,679
	1　総務管理費	60,543
	2　徴収費	5,136
2　後期高齢者医療広域連合納付金		1,750,521
	1　後期高齢者医療広域連合納付金	1,750,521
3　諸支出金		6,800
	1　償還金及び還付加算金	6,800
4　予備費		100
	1　予備費	100
歳　出　合　計		1,823,100